

「働くことを軸とする安心社会」の実現を目指そう！

NO. 45

2018年8月1日

連合西部

ニュース

いきいき

連合島根西部地域協議会

〒697-0022

島根県浜田市浅井町62-4

TEL0855-24-2055

FAX0855-24-2056

○発行責任者 皆尾 智幸

○編集責任者 土岡 勉

2018連合平和行動 in 沖縄

連合は、今年も沖縄の「慰霊の日」である6月23日（土）～25日（月）にかけて「2018平和行動in沖縄」を皮切りに、地球規模での「絆づくり」を進めることで平和で安定した社会・暮らしの実現を目指して2018年度の平和行動をスタートさせた。

6月23日午後から「2018平和オキナワ集会」が、浦添市「浦添市民体育館」で開催され、連合島根からは22名が参加し、西部地協からは、小寺青年女性委員会事務局長および連合島根幹として橋野職員が参加した。

第1日目の集会の第1部では、「沖縄基地問題について」と題して、米軍基地の存在による事件や事故による課題などについて、フリージャーナリストの「屋良朝博」氏の基調講演を受けた。

第2部では、平和式典が開催され、主催者の神津会長や来賓あいさつの中で平和への祈りがささげられ、沖縄から連合平和行動がスタートされることを受けて、連合北海道

連合は、今年も沖縄の「慰霊の日」である6月23日（土）～25日（月）にかけて「2018平和行動in沖縄」を皮切りに、地球規模での「絆づくり」を進めることで平和で安定した社会・暮らしの実現を目指して2018年度の平和行動をスタートさせた。



連合神津会長主催者あいさつ

「語り継ぐ戦争の実相と運動の
継続で恒久平和を実現しよう！」

の平和メッセージを受け取り、広島へのピースリレーを行った。

2日目は、現地視察学習として米軍基地コースに参加し、米軍の新基地として埋め立てが進む辺野古の海・嘉手納基地の見学や、沖縄地上戦の遺跡で9月に沖縄の子供達により破壊されるといふ大きな衝撃事件のあった「チビチリガマ」の見学を行い、全員で黙祷をし哀悼の意を表明した。



嘉数高台「島根の兵奮戦の地」の碑の前にて



米軍基地として埋め立て工事が進められている辺野古の海にて

組織拡大推進強化月間街宣活動！

連合は、2020年までに1000万連合実現に向け、様々な取り組みを展開しています。

その取り組みの一環として、例年5月～7月を組織拡大推進月間と位置づけ、更なる組織拡大の取り組みの強化を図っています。

今、「働き方改革」に注目が集まる中、これまで以上に労使関係やそれを支える労働組合の重要性が高まっています。2018年5月～7月の「組織拡大強化月間」において、連合島根は6月～7月を強化月間と位置づけ組織拡大の取り組みを重点的にを行い、すべての職場に「集团的労使関係」の構築をめざして「労働組合の重要性と必要性」「長時間労働の是正」について地域の理解を得ること、また、「何でも労働相談ダイヤル」のPRを行うことで労働相談からの組合結成を目的として、7月23日（月）～27日（金）の間で西部地協管内、4市を中心に街宣活動を行いました。

〈各地区の街宣実施状況〉

地区名	実施日	時間	場所	人数
益田・鹿足地区	7月23日	10:00～	益田・鹿足地区	3名
浜田地区	7月24日	10:00～	浜田市内一円	3名
江津地区	7月25日	10:00～	江津市内一円	3名
大田地区	7月27日	10:00～	大田市内一円	2名

7月の西日本豪雨により被災された
皆様にお見舞いを申し上げます。

連合島根西日本豪雨災害ボランティア隊(第1次)募集中！

皆さんのご協力をお願いします。

詳しい内容の問い合わせは、連合島根西部地域協議会まで

5年連続で賃上げを実現！

連合本部および連合島根は、6月30日現在の集計をもって「2018春季生活闘争」の結果としてまとめた。

【連合本部】(7月4日最終回答集計結果)

○「底上げ・底支え」「格差是正」に向けた取り組み
6月末時点、月例賃金改善を要求した5,877組合中、約9割が妥結に至る。うち、月例賃金改善を獲得した組合が2,010組合、昨年を710組合上回る結果となった。

○「賃上げ」の流れ

企業規模に関わらず力強く維持された。とりわけ300人未満の中小組合、大手を上回る賃上げ率を獲得。「大手追従・大手準拠などの構造の転換する運動」の定着・前進が図られた結果と評価。

○「非正規労働者」の引き上げ額

時給・月給ともに昨年同時期を上回る結果となった。

○「働き方改革」関連

長時間労働は正に向けた「インターバル規制の導入」「年次有給休暇取得促進」など、先行的に労使間で真摯かつ前向きな交渉・協議が進められた。

【連合島根】(6月30日最終回答集計結果)

○「底上げ・底支え」「格差是正」に向けた取り組み

6月末時点、月例賃金改善を要求した120組合中、113組合が妥結に至る。うち、月例賃金改善を獲得した組合が46組合、昨年を9組合上回る結果となった。

○「賃上げ」の流れ

本部と同様の流れとなった。とりわけ100人未満の小規模組合の引き上げ額が100人以上の組合を大きく上回り、小規模組合の健闘が目立った。

○「働き方改革」関連

長時間労働は正に向けて、時間外労働時間の短縮、年間休日数の増、完全週休二日制の実施や勤務間インターバル制度についての協議も積極的に行われ、制度改革が進む結果を生み出している。

全体 組合数	要 求			妥 結		
	組合数	金額	率	組合数	金額	率
131	120	6,322	2.71	113	3,642	1.94
前年同期	(117組合)	(5,984円)	(2.74)	(109組合)	(3,330円)	(1.68)

最低賃金についてもっと知ろう！

☆最低賃金って何？

最低賃金は、働いて受けとる賃金の最低額を法的に保障する制度です。この最低賃金の金額以下で労働者を働かせた場合、使用者は罰則の対象となります。

最低賃金は時間額で示されます。最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間に対応する賃金です。

具体的には、実際に支払われる賃金から、以下の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- (2) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金、深夜割増賃金（22時～5時）など）
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金）
- (5) 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

毎月支払われる賃金から上記の5つのものを差し引いた後の金額を時間額に換算し、それが最低賃金より低い場合は違反となります。仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めたとしても、法律により無効とされ、最低賃金が支払われることになります。また、最低賃金額を理由に労働者の賃金を下げることは許されません。



あらゆるハラスメントの根絶をめざして

STOP! 仕事におけるジェンダーに基づいた暴力

～実効性ある法整備にむけて～

ハラスメントは世界共通の課題

近年、ハラスメントの根絶を求める声は世界各地で高まりを見せている。

2015年に国連で採択された「持続可能な開発のため 2030 アジェンダ」では、あらゆる形態の暴力根絶がSDGsで明確な焦点となり、国連の専門機関である国際労働機関（ILO）では、2018・2019年の総会で条約採択を視野に入れた「死後の世界における暴力とハラスメント」の国際労働基準設定が議論されている。

連合は、あらゆるハラスメントの根絶を目指して、国際労働組合総連合（ITUC）とともに「STOP! 仕事におけるジェンダーに基づいた暴力」キャンペーンを実施している。

キャンペーンの中では、①ILO条約・勧告採択に必要な支持を集め、②ハラスメント根絶に向けて労働組合の取り組みの強化をはかっていくこととしている。



2018年度の地域別最低賃金改定については、使用者側の反対で、全会一致をみるにはいたらなかったが、7月24日、中央最低賃金審議会の「目安に関する小委員会」において、Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円とする目安が取りまとめられた。

連合は、「地域別最低賃金の絶対額は依然として低位にある」「改善ははかられてきたものの地域間格差は依然として大きく是正すべき」などに問題意識を持って全都道府県が早急に800円を上回るべきだと主張し、審議に臨んだ。

今回の確認された目安は、労使の見解の隔たりが大きい中で、800円を超える県の昨年に倍する増加が期待できる。

今後は、各地域で地域別最低賃金改定について議論が活発化する。目安を尊重した金額審議を期待する。因みに、島根はDランク23円の目安となっている。

また、取りまとめにあたって公益委員から「働き方改革関連法案が成立した中で、働き方実行計画の重要な目標である非正規労働者の処遇改善が引き続き社会的に求められていることを特に重視する」との見解が示されたことは、「最低賃金のあるべき水準を重視した議論が必要である」という連合の主張が昨年引き継ぎ一定程度受け止められたと認識できる。

最低額の割合の改善が見込まれることから全国最低800円の確保および地域間格差是正に向けては一定の前進がはかれた。

2018年度地域別最低賃金の目安が示された！
2003年以降最も高い目安

～中国労金からのお知らせコーナー～

平成30年7月豪雨〈助けあい制度〉

災害救援ローン

（無担保・有担保）

○ 対象者

平成30年7月豪雨により被災された方または被災された方の3等親以内の親族で、当金庫の取引資格を満たし、金庫の定める保障期間の保障を受けられる方。※ 対象者は、「被災救助法」適用地域に限りません。

○ 取扱期間

2018年7月9日から2019年3月31日

詳しくは最寄の労働金庫各支店等にお問い合わせください。